

2014年(平成26年)4月22日(火曜日)

広告 **知って得する**
税の寺子屋
 企画制作/森宣通 ☎052(979)1600

Q 飲食店を経営しています。4月から消費税率が改正されましたが、今後何か気をつけることがありますか？

A 4月1日から消費税率が5%から8%へ改正されました。競争が激しく周りのお店も値段を据え置きにするようなので、自店でも消費税の増税分3%を価格改定しにくい、という声を時々聞きます。

消費税は「最終的には消費者が負担し、事業者が納付する税金」です。消費税の負担について、消費者に誤解を与えるような表示は禁止されています。例えば、「当店は消費税増税分を据え置いています」「消費税は当店が負担しています」など、消費者に

消費税を転嫁していない旨の表示は禁止されています。それでも仮に値段を据えて置いて代金を受領したらどうなるでしょうか。それはその受領した金額に8%の消費税が含まれていると扱われ、お店は実質的に3%分を負担しなければならず、お店の経営を圧迫することになってしまいます。

平成29年3月31日までの期限付きですが、お客様に誤解を与えない表示をすれば、税抜価格で表示することが可能になりました。

便乗値上げと誤解されるような行為も禁止されていますので、価格改定に当たっては十分注意が必要です。

今回答えて頂いた先生



神谷 研氏
 神谷研税理士事務所
 (東海税理士会所属)

「赤ひげ事務所」と呼んでください。どんなことでも、「あっそつだ神谷にちょっと相談してみよう。頼んでみよう。」と頼れる身近で「便利な秘書」、「情報の宝庫」。インターネット会計、海外進出支援、他企業ネットワーク、特殊業種や決算予測会計、資産税にも明るい「安心」事務所です。
<http://kentax.gr.jp>

税理士 神谷 研 ●東海税理士会所属
神谷研税理士事務所
 愛知県三河安城郡岡崎町1-6-10 三河ビルディング内 2F 052-979-1600
 ☎(0566) 77-2099